

京都市告示第630号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年3月26日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大津淀線	山科区大塚檀ノ浦4番地の1地先から 同町3番地の3地先まで	旧	メートル 20.80	メートル 5.95
		新	20.80	6.00 ~ 6.02

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上高野13号線	左京区上高野大橋町14番地地先内	旧	メートル 23.00	メートル 2.00 ~ 2.05
		新	53.60	2.20 ~ 7.60
上高野82号線	左京区上高野川原町33番地の6地先から 同町48番地地先まで	旧	23.00	1.90 ~ 2.30
		新	39.20	2.30 ~ 5.70

松尾緯15号線	西京区松尾大利町1番地の13地先内	旧	17.90	2.10 ~ 3.50
		新	17.90	4.03 ~ 4.53

(建設局土木管理部道路明示課)